

朝日村ふるさと納税推進事業協力事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度による朝日村（以下「当村」という。）への寄附の促進と、地元特産品の販売促進、観光PR、定住促進などの地域振興に繋げるために、寄附者へのお礼品として贈呈する商品やサービスを発送することに協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 協力事業者の要件

下記の要件に全て適合していること。ただし、当村及び取りまとめ業者が協議のうえ、協力事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

- (1) 各種法、規則、条例等に沿った生産、製造を行っていること。
- (2) 申込み時に村税等の滞納がないこと。
- (3) 本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場が村内にある企業または個人事業所であること、ただし、その他村長が別に定める要件を満たしていること。
- (4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- (5) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、取りまとめ業者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。

3 募集する商品（お礼品）

- (1) 次の条件を全て満たしている商品等であること。
 - ア 村の魅力が体感できる商品や当村のPRにつながる要素を持った商品であること。
 - イ 村内で生産、製造、加工されているもの、又は、村内の原材料を使用しているもの、いずれかに該当していること。
 - ウ 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものも取り扱うものとする。
 - エ 飲食物の場合は、出荷後5日程度以上の賞味期限が保障されるもの。
 - オ 家電製品・貴金属・金券など、換金性の高いものでないこと。

(2) 次の5つの価格区分

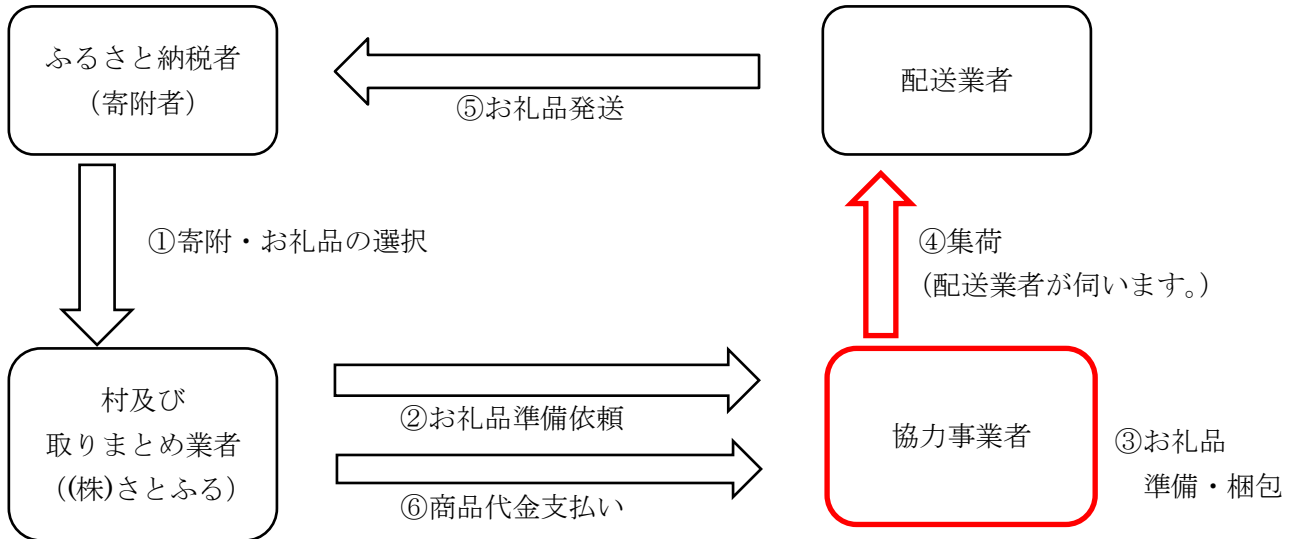
寄附金額	お礼品の価格
1万円以上	2,500円以下（税・梱包代込み）
2万円以上	5,000円以上（税・梱包代込み）
3万円以上	7,500円以下（税・梱包代込み）
4万円以上	1万円以下（税・梱包代込み）
5万円以上	1万2,500円以下（税・梱包代込み）
10万円以上	2万5,000円以下（税・梱包代込み）
13万円以上	3万2,500円以下（税・梱包代込み）

※返礼品の募集状況により、変更する可能性もあります。

4 協力事業者のメリット

- (1) 村やふるさと納税ポータルサイトのホームページにお礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載することで、全国へのPRが可能です。
- (2) お礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

【事業イメージ】



5 取りまとめ業者

効果的な運営、安心安全を考慮したお礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、以下の業者を取りまとめ業者として指定しております。

【取りまとめ業者】

株式会社 さとふる

住 所：東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13階

本事業への申込み及び登録等は、㈱さとふるへお願いします。

6 協力事業者の選考方法

本要領2及び3に定める要件を踏まえ、申し込み内容や企業活動等を総合的に判断し、協力事業者を決定します。また、協力事業者数に制限は設けません。

7 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

※寄附者の個人情報は、ふるさと納税のお礼の品の送付以外の目的で使用することができません。

ただし、商品発送の際に、パンフレット同封により改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

8 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ事業者（㈱さとふる）へ報告するものとします。
- (2) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告するものとします。
また、商品の品質等による保証やクレーム対応については、当村は責任を負えません。
- (3) 当村は、登録された事業者が本要領2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を中止することがあります。

9 お問い合わせ

朝日村役場 総務課 課長：上條晴彦
担当：浅見 健次

TEL:0263-99-2001

FAX:0263-99-2745

Mail : soumu@vill.asahi.nagano.jp